

新型コロナウイルス感染症の影響により
事業収入が減少した中小事業者等の令和3年度分の

固定資産税・都市計画税の軽減制度

青色申告会が認定経営革新等支援機関等に認定され、対象者の提出書類を確認するお手伝いを致します

本財団
手続期限

令和2年12月25日(金)まで ※事前予約制

- 本財団では、令和3年1月以降は、年末調整、決算個人サポートのため固定資産税等の軽減措置の確認は実施しませんのでご注意ください!!
- 上記は、本財団の確認手続き期限です。申告期限は、令和3年2月1日(月)までです



該当する方は、以下と裏面をご参照ください

対象者・対象資産



①新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、事業収入が一定程度減少(※1)した中小企業者等(※2)で



②令和3年2月1日(月)までに特例の申告をされた場合、事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又は、ゼロとします。



- ※1 令和2年2月～10月までの間における任意の連続する3カ月の事業収入が、前年の同時期と比べて
- ・30%以上50%未満減少している方→2分の1
 - ・50%以上減少している方→ゼロ



※2 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人(資本又は出資を有しない法人は、従業員数1,000人以下)又は、常時使用する従業員数が1,000人以下の個人等が該当します。性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

申告方法



資産が所在する区にある都税事務所へ裏面提出書類を郵送、または直接ご提出下さい。

確認手数料



本財団では、次の手数料を頂きます。

- ①会員3,000円 ②非会員5,000円(※3)

※3 非会員がR2. 11. 30までに入会した場合(入会キャンペーン)は、本財団入会金2,000円と入会月から12月分の会費(1,000円/月)を免除し、確認手数料は、3,000円と致します



申告期限(令和3年2月1日)を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることができなくなります。お早めの申告をお勧めします。

一般財団法人 めぐる青色申告会
目黒区中目黒5-28-3 TEL 03-3713-1141

※電話受付は平日の9:00~17:00になります。(正午~13時除く)